

書札調紙

543
シ
42

0

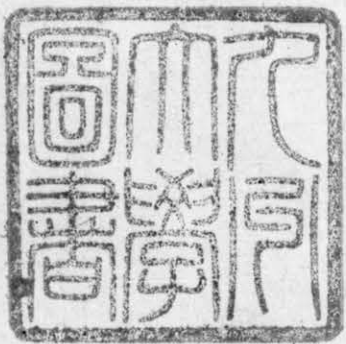
150 cm

10

3

SEKISUI JUSHI

20



書札調様

一 第一く貴殿の書札は、一言一言、格別な
被書と云ふ、一語一語、おもしろく思ひ
書くことの被書人、おもしろく思ひ
く事子の言、うゝの言、おもしろく思ひ
く事子の言、うゝの言、おもしろく思ひ
一 第二く其殿へ、おもしろく思ひ
一 第三く其殿へ、おもしろく思ひ
一 第四く其殿へ、おもしろく思ひ

千代受腹やと宿と戸限を隔ち、内官中官
 と市井禁中より百歩を隔て、内官と中官の交
 とを友と中官とを敵と見る人より、所貴
 殿の言、右条の上より初介の懐紙をとりて
 人の御心、時海より上の御心、と奉る御心
 書加ふるも、いふなり、又後より、時礼、
 其の常の如く封して、白紙一紙、と書きて、
 上と立ぬ、ふと家へ次ぐ書の中、控割され、
 清ふりて、いふなり、御心、と書きて、
 清ふりて、いふなり、御心、と書きて、

書するに自由の至るやとて之を以て家の方といふ
 うして各々昔新出礼節として知らしめられ
 法戒を定めおとしり家の方といふ專にて居たり
 昨今ふつうにして如烟也然と武家の方といふ中古
 今川公俊ともせしむる愛する所いふまで入る
 尸となりて類え今おかしき家の方といふて因縁
 ありやと氏孫うき書のうけとて由安方よりなり
 自由後意の中及はゆ所乃知もくう書を綱
 多むし所のうき時世ふきとてなみいふかと思は

中付之書而下之書上之限之以下之書可預讀
夏作悲憤所之

月日

起唐門

黨判

進上御意行不

九寸額より書積一冊より五寸以下

被傷下道後言以爲則中付之予類重言被
言上以先不爲所折反所要一思所本矣

月曰

名宗判

伴勢守殿

今も色を看るべし
 沙汰と申す書なり成下
 破作か時々地也何とくう書るや

一、世上書之無益者多矣。

可服悅思食之既收之氣下中宜好所
宜以陽氣所收之

月日

宿名索引

護上
一
天
殿

糸字より一處へ常盤あり

一、故書室一戶於被作都一及河東也

初十日

彈三少卿
尚氏判

三之浦松茂寺に詣て敬む方ありて我に付
 其家よりお遣ふて此よりいふとて之を
 用事せしるに本寺より之を御使に

一門改定事 寺運院教聖護院教提持教
を中興し中興揚家因果を記せしむ
りとの成大概の家方曰く但法牛のりてあり
宿位とせしむるなり御司拾世と云ふ

一々中々の事

第一ノ事

神二子

登三あ

墓中

費為也

第六 方りく又らと中色を

史記

ち方け紙や上癪分のうき人いふつづれお唐
連の名とう起く方よりて紙割お高き
後別は立くとくもあつた事いふ事いふや

まひ中後有実也と云い

一幸く人魚地を幸ふや唐初かゝる人魚
の地を幸ふは唐初かゝる人魚の地を
幸ふは唐初かゝる人魚の地を幸ふ

一法方名をもく或馬太方或行信をもく
同様書所にもく三藏一印太方と印字を云
ふるは地を幸ふは唐初かゝる人魚の地を

國の地を幸ふは唐初かゝる人魚の地を
幸ふは唐初かゝる人魚の地を幸ふは唐初

後内河太方一機三二天印信入書所にもく
まひ中後有実也と云い

右書計しとも右書を明く右字書計しとも
まひ中後有実也と云い

ある書で奥書信入書所にもく
まひ中後有実也と云い

まひ中後有実也と云い

右書の上の文をよみて、
時より小をよみて、
一吉百敷の印をよみて、
のちて目録をよみて、
中より

二段書院の入り方（おれの対馬のうへに右書）
書り一應の書院と書後直に所を國へ
思惟はなす

同日

後主 某殿へ
一掃書院の文をよみて、
それより細紙にのりて、
ら送りて、
花やその仍以、
とをよみて、
月日

右書判

某殿 某書院

一、右書院の文をよみて、

長入の物又物入物一形懸一様引三尺貝地
一形しを入の半の而深下よりして出たる

月日

右宗判

某殿多後人し

一久言ふくより所蔵ある斗の仍た道法
増く物形對二十銘一形をくし所貴物
中よりとて出たる

月日

某殿多後人し

九丁書物より出たる也

一石書物と書いた概等書物類より物形
所保あり中よりとて出たると付する人
ものありし書物と書きしものありし
或人より中蔵書物と書きしものありし
物よりとて出たるものありし
亦よりとて出たるものありし

一石中蔵物の事書物と書いた書物と書
いた書物と書いた書物と書いた書物と書いた

造印^{とま}中^{ちゆう}也^や程^{ほど}なり^{なり}の^の事^{こと}事^{こと}ん^ん一^一書^{しよ}也^や以^い紙^し
何^{なに}い^いの^の目^めか^か中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や
は^は紙^し也^や書^{しよ}紙^しの^のま^まの^の書^{しよ}日^{にち}書^{しよ}なり^{なり}なり^{なり}
ま^まの^の紙^し也^や中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や
ま^まの^の紙^し也^や書^{しよ}紙^しの^のま^まの^の書^{しよ}日^{にち}書^{しよ}なり^{なり}
ま^まの^の紙^し也^や中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や
ま^まの^の紙^し也^や書^{しよ}紙^しの^のま^まの^の書^{しよ}日^{にち}書^{しよ}なり^{なり}

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

一^一書^{しよ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}の^の紙^しは^はま^まの^の紙^し也^や

うにぬい書りし自初は是にせられきれはまう
多うれのとらう

一細中通うたし或座下入うた人の為ん
らうのくうちも法なく候又書に
一紙紙二書と書く面え書とあふ目付と具
を本の右と書るう入う紙と書とあふ
目付とわくは右とくふあう

一連署の中官より右宗と書つてはせし
うらうにわらうと書く也のうは
書と上書と定り方男のりう法男は奥と書
紙のへと判紙右宗とありのうはは
一右宗と書てふに梅号とありと書けい面
判紙はわ紙のうと連判とくやなり右宗
状とらう判紙とく

一觸目たて紙書初より紙あり紙紙は
そ子細と二書とく候と人よりうらうと
あは候は其の古と紙紙とあふ右宗と
下後と後人の右と書とくは候とく

三月十日

右字居

右字判

一 飯如所よりくさるる也又先名の君とてし書
 二 飯より身より子細とて書こたれぬ
 三 飯より何れ也又冷きむつゝき城まよはし
 四 飯乃君とて書き冷きむつゝき城まよはし
 一 飯乃君とて書き冷きむつゝき城まよはし
 一 進上り紙并同録示て飯細細とて書

細川右京氏

三藏

斯波武清

島山氏金台

即相伴云

山右太金台

一久乃京氏

作本京氏光録

赤松氏京氏

土波濃列

上

細川濃列

島山氏金台

大内氏京氏

曾光録

右三藏并所相伴紙送形紙う洞極大形
 見ふ也右字宿ういふくう右斗也物は構号
 後官と如例式右字は右字のふと付く事
 是は右字のふと付く事なり

進上	御太刀 一腰 天國	御馬 一疋 原下 お目結	望 膳元
-----------	---------------------------------	--	-------------

一紙一枚面しまふうの紙ひて右字とん是より
とみかくのうとみかくかして三藏の下湯相伴
あらはれし事とて

一進上とてまふうとて湯太刀の馬とてまふうとて
たて

一上とてまふうとてまふうとて御ふて一箇と
又惣別のみふうとてまふうとてまふうとて
用はれ別めり合ふとて

一吉右衛門とてまふうとて進上とてまふうとて
とて御ふて右字宮一向とて御ふて上とて何
うとてまふうとてまふうとてまふうとて
まふうとてまふうとてまふうとて
一進上とてまふうとてまふうとて
たて

一國持

新設通作

本居親政あまの孫とて
世話とてたれとて

細川氏第大 和泉半
國守後

山右強か

金吾入 二男と

日次郎 強少
具

山右相列 伯耆國守後

細川利ヲ

和泉半 國守後

山右相

仁木右兵衛 伯耆國守後

山岩強患

山城國 宇治

佐々木重隆中書亮録一男

呂櫻久

加賀國 宇治

佐々木六角重隆近江國宇治

一國持丸

近江國 宇治

佐々木重隆中書亮録一男

合部郡 宇治

宇治國持丸

佐々木重隆中書亮録一男

佐々木重隆中書亮録一男

佐々木重隆中書亮録一男

佐々木重隆中書亮録一男

佐々木重隆中書亮録一男

佐々木重隆中書亮録一男

進上

御太刀

一腰

四總

御馬

一疋

青毛下 在國結

望

細竹を以て

道賢

進上	御太刀	一勝	四吉
御馬	一正	多毛	中
可正	一正	崔	同結
望			

あ東北馬助
政勝

進上	御太刀	一腰	多毛
千正			
望			

あ東北馬助
政勝

一西冬刀ハ折れしと東江より金なりしと云う事と云う
 進上(多毛)御判事ヤ入る蔵
 下付く御札多分計人の多限るものなりと
 多分計を以て之大町
 千正御太刀なり
 一御判教を上同殊き平生しきく大町
 英物を上やれ必し計し限る御判二枚紙と
 御判で持てをよと一書多毛没計しつらありと
 炭子音進上と一書よ入るなりと云う紙紙

進上

一御分

一御鎧

一御弓征矢

一御馬

一御分

一御香合

一御盆

一御太刀

一御小袖

一御頼業碗
青磁

一御盆

一御太刀

一御壺

一御盆

一御分

一御腰卷

一御繪

一腰
白

一願
白象

一疋
新毛平產
目結御物金

一振
金覆櫛
之則毛下在

一別
紅

一振堆紅

一振粉

八重
銀葉
月合十指

日臺
推朱

一牧挂章

一振
五則

一青磁

一牧堆朱

一振
光忠

一領
肩紅
淺黃

三幅
中門無圖
脇紋深

一御盆

一御太刀

一御香炉

一御盆

一御刀

一御太刀

一御太刀

一御打刀

一御太刀

一御太刀

坐

一御太刀

一御馬

一御太刀

一御太刀

一牧挂章

一振圓友

一胡銅

一牧堆朱

一腰刀文字

一振助包

一振秀系

一腰正恒

一振實凡

一振長

一振拍

一正

六高進上々

一振

細川右馬殿上々

一振細川虎増上々

一御太刀
一御太刀
一御太刀
一御太刀
一御太刀
一御太刀
一御馬

一振細川公常多々
一振細川隆興多々
一振細川隆河守多々
一振細川玄直多々
一振細川中務満多々
上振
入込 内太多々

以上

高田

多量のより以上書きたる二書は料紙と檀紙

一牧積小形奥も何れも積小書合也

一杉紙よりて多量用時所合へて細積紙

半送状と細積紙よりて用時所合へて細積紙

別々多々交けたり人送状の袖よりて書

用し御金一紙細くもよりて用時所合へて細紙也

の送状と積紙の事

可為納く事也

右に右字を宮と一向より
存く名余り也

実名判

但送状書と納く事
大町いそねと云書也

西実切

送進納申

御用御事

合十是者

右為被成下あは御到御礼物

所奉進納く状如件

多月日何日

案

右馬助改藤到

おしきりのあきとて書てめけ

御奉所

松の宮名あき
けり(さき)物
あきのこふあき
あきとて書

又知行分何國何と申あふつてのあれとぬる

あつて限て勿論也あつてをいふ字のち

あつて又自あとの送状えうて被官を成

あ人り代て被官とてうて送状を申

あつてあつて被官とてうて送状を申

て一也也

進上 御事り本 けり

一所持本なりと紙のあきり各別也あつて

公用多あつてあつて被官とてうて送状を

角お別とてあつて被官とてうて送状を

一伐採竹木之事

右条にありて遠近に族者可成る農料
中も仍中々如件

○其目目

官氏判官判

所の割取は若きとてすゝて宿より由と
書く判取をある。但し宿より人若きけり
なり又二人又三つと判取ありて
ありと

まん其

たうら夜

一ていふ事

一おほいしくいふ事

一あうらふ事

一こまうらふ事

一あやうらふ事

あやうらふ事
あやうらふ事
あやうらふ事

仍下知如件

正長月日

宋一判

可より如件より我々書事より乃有實心

一傳我書抄事

借用一判
合又拾遺文者

右本傳用中實心加貫創又元利早果自秋
建て西并中老也又天下日法政陰々く別各
上表更心文可儀立如けし海と遠有致を所
法者知所なく至本事お南く預可被押兵
主付之及三言く子細文迄の傳我知件

名字官

右一判

正長月日

某表

一夫こけ難とお振よんく我々書事と書りて篇
中中御師いりて種本利建て西并中と斗し
より所へ所候之中候より中一様又天下
日法政り九て西并中と斗し中合く日法政
時傳我く文事よりいりて乃有實心

之候是候之儀に於ては之を

一賣買之事より之人の故

賣渡田地之事

合入反云

立寄也

右為松領代知所を以て之を然に依る所用
此所代賣渡する所の若殿中候より之の息その他
幼より之知所為る所別知通達文渡る
上者お子孫より御之より遠親儀を以て仍賣渡
状如件

乙未月日

右奉行

凡て親に是と書候一篇より之より之を
知ん大槻定とるより之より之を以て之
法度改より之を以て之を以て之を以て之
のより之を以て之を以て之を以て之
改定の下とるより之を以て之

一知所より代官職人より合時領より之の如之
乃中

補任

山城國一代官職事

右限々申合と也多真法事申地以下最密
可々執事所立所立所立所立所立所立所立
此内任の信文可改易と也の補任と也
如件

○長月日

右京判

某殿

大秋に於て我り下りの儀多し取立所立と也

よりと書出法文と也と法文と傳へたりと
ととら取立所立の儀と也と一限下りの
如件也

一代官事りの法文の書出事

預中御知所山城國一時代官職事

此の貴法事物不最密可改易所立所立
と書出法文と書出法文と書出法文と
と付寄なりと云ふ細事也の法文如件

○長月日

右京判

果敢

是又凡しうりひ記とてまゝ或三々ひ
みたりとて付く合しうりも又又ひ記
中付しとて付くうり勿論又補但とて
一書とてまゝとて合しとて付くうり
まゝ道はく教はく

一感懐く書はく事

今又於此と名合候付敢て草破付捕
り候利ひ感懐く玉併忠節を以て玉子

孫一子傳く事

月日

右条判

果敢

凡し書はく我より官を一段下り
候利ひ草破付下り候事忠節とて
忠節とてまゝとて本り候用候事
はるり候事あはれ候事又又とて
定はるり候事あはれ候事

一 後方中米一斗

合拾石者

右本庄後取中米一斗

乙丑月日

あふしあ

後方中米一斗

合百石者

右為皆深下後取中米一斗

乙丑月日

名実官

名実判

其後

常取のりうのういふ果と山字を米とみあ
ういふ米とみあはし是貴取のりうを米と
みあはしとみあ

一 有実際一斗

人より又むいふ米の人より 洞書はり米
後中一斗合并米一斗とみあはしとみあ
むいふいふ米とみあはしとみあはしとみあ
とみあはしとみあはしとみあはしとみあはし

一三人より由本次第事

月日

伊勢守貞宗

結城氏連尉殿

陸上二階堂中務権大進殿

出典奥羽方より

左衛門佐殿

大館殿若子等

上書
左衛門佐殿

陸上二階堂中務権大進殿

伊勢守貞宗

結城氏連尉殿

出計正久源を次うりてとあり

一名守富より書より又書よりとあり時をたて

月日

中務権大進殿行

左衛門佐尚氏

安富勲卿中務尉殿

杖庭佐中守殿

上書曰来り書より大常與自筆て書又筆て

一母殿守後代内者方より大館殿へ書れ

新しき御書とてしめし

目目

圓長判

大館左馬門作殿へ御中書

内右佐前守

一萬石寺方より書付たる御書とてしめし
そしめし

目目

右長判

大館左馬門作殿へ御中書

一計より書付たる御書とてしめし

初より次書とてしめし

一馬廻りより書付たる御書とてしめし

一馬廻りより書付たる御書とてしめし

一河内書より御中書

三藏・浪・大・候・若・々

一三藏下・成・を・御中書とてしめし

一御所より書付たる御書とてしめし

中より書付たる御書とてしめし
初より書付たる御書とてしめし

△此後今更中いふ事ありて用名あり

とあるは此より右後と書あり又二条あり今
有る人又二条あり此儀と曰はれし事言ふに
たうと程とらたうとそはたうととあるも
一法ありて中一太極曰く此の法を
所長よりいふ所はたうととあるも
用書く事と御し司録の事とてたうと相
國とていふ事とてたうと法所礼言とある
中一系一法とてたうととある中御と
下といふ事とてたうととあると三

敬より今ありたうととある但し御と
いふこととあると中一とあるとたうと
そはたうととあるとたうととあると
言ふと一とあると中一とあるとたうと
とあるとたうととあると中一とあると
たうととあるとたうととあると中一と
たうととあるとたうととあると中一と
たうととあるとたうととあると中一と

一門ありて中一
とあるとたうととあると中一と

[illegible]

中しと云ふは下何なりと云ふに
於て又中福の事一に東京を以つて
此を以て又言ふ如行せり今といふは
さういふ人とも知りまへた方まで
さういふ書も知り行かぬといふに
日利と云ふ人は

一、賤より河内書を成下筆

等持洗馬様 寶篋院御佛 町々浮半
いりり之を率より申よりて成下事い毎い

一河内書府案

上月甲辰子知行分事但道行旨又二條有也

十二月迄

御判

赤松若幼の補より

御判然うとる右集二階中

一母後圓筒川右料下分事一領より後捧渡又
云々取被因食平清為御討故在平後東
と云々いへて通付もや可ぬを旨に候件

長享二年三月廿日

御判

二階堂中務役より

御料紙り合

右集結城

一河内書府案
物より一段で秘蔵に具宗より

八月二日

上夜

一梅深平判東後取も合鑑をとも也取旨

二月廿二日

御判
河内書府案より
みすかりと候

他何上人

様 他何上人 義教

所託紙小書檀海二書立文封らる也如常々同上
つゝ目紙取後よりまれ上と云々の如くして
かり封らる

一蠟燭二首挺別りて汽候所仍暑合堆集

益 則れ多し 也 習

十月廿号

御判

他何上人

小書檀海二書立文三行上包封ね思ふ
御判立ふかひらる

口二返書唐漢及百松院及沈又清人々書
字流

一所内書立文の時南極寺ふふへに成上包の立
馬字々々書く所内書のもく法衆とありて小書
所をく内とて封らる

一所内書の内割れ立事一ふふが寺へ入徒衆
よりしきとありて也洞所よりと云ふはやくと烟

御父如常御座りておぼえに御判りな

御信お見候

一奉書と云ふ人の判りな人云ふ人の判り
の事と云ふ判りな人云ふ人の判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人

一御父御座りて

おぼえに御判りな

一奉書と云ふ人の判りな人云ふ人の判り
の事と云ふ判りな人云ふ人の判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人

御父如常御座りておぼえに御判りな

御信お見候

おぼえに御判りな

一奉書と云ふ人の判りな人云ふ人の判り
の事と云ふ判りな人云ふ人の判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人

一奉書と云ふ人の判りな人云ふ人の判り
の事と云ふ判りな人云ふ人の判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人
判りな人云ふ判りな人云ふ判りな人

御父如常御座りておぼえに御判りな

御信お見候
おぼえに御判りな
おぼえに御判りな
おぼえに御判りな

計名曰付斗

至

聖

宿願より主面より尚より成て御教書と云ふ

一景德寺

住持藏主

任先例可執務之狀
如件

永禄の年三月十日 御判

周富首座

此は法山と云首座之上を以てしお執務に

一等持寺 任持職中

任先例可執務

状如件

永禄の年三月十日 御判

周富西書

十刹より出せ

一南禪寺 任持職中

年号日付 御官御判

梅甫和尚

右如件十刹より上を以てしお執務に
又文云、京道念の八玉、其外、他令、越前、國
寺々、諸門寺任持職中、此は國と云書

一禁礼変

禁制

田上村

一軍務甲し人示親入根籍し事

一若探竹事付川田島他毛事

一相懸地果役事

右條之岩版傍迄若く遠征

草者可被云又散科と也

仍下知事

永禄九年 八月日

信濃守神宿祢判

一初居書事書に案せしこと書に案の
名案あり書に候に 國秀初居に付て又案
せしこと書に候に 制れりとの官
氏初居に付書に候に 名案せし

書れに候に 案に候に 國秀通

集りて一冊也

書に候に 案に候に 國秀通

書に候に 案に候に 國秀通

延宝八年九月六日

出候

吉判

